

# 「入管難民法改正と外国人の人権」

2023. 7. 23 弁護士 宇都宮健児

## 1. 改正入管難民法（2023. 6. 9成立）の問題点

(1) これまでは難民認定申請中は送還されなかったが、改正法は難民認定申請を原則2回までに制限し、3回目以降は難民認定申請中であっても送還を可能にした。～このことは、わが国も加盟する難民条約の第33条に違反し、ノン・ルフールマン原則に違反するものである。

(2) 名古屋入管におけるスリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさん死亡事件が批判を浴びて2021年に廃案に追い込まれた改正法案とほぼ同じ内容である。

(3) 入管庁の審査で不認定とされた人の不服申し立てを審査する難民審査参与員の1人柳瀬房子氏（NPO「難民を助ける会」名誉会長）の発言（2021年の国会の参考人質疑）「見落としている難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができない」を、政府は入管難民法改正の根拠（立法事実）として繰り返してきた。

しかし、国会審議の過程で柳瀬氏に審査件数が集中していることが明らかになり、適正な審査ができていないのかという疑義が浮上した。難民審査参与員は現在、学者や弁護士など111人いるが、柳瀬氏は全体の処理件数の約4分の1、年1000件超を審査する年がある一方、わずか数件しか審査しない参与員もいた。

(4) もともとわが国は欧米諸国と比較して難民認定者数が少なく難民認定率が低い「難民鎖国」と呼ばれている。

＜2021年難民認定数・認定率の各国との比較＞

	＜認定数＞	＜認定率＞
ドイツ	3万8918人	25.9%
カナダ	3万3801人	62.1%
フランス	3万2571人	17.5%
米国	2万590人	32.2%
英国	1万3703人	63.4%
日本	74人	0.7%

※日本では2021年には2413人が難民申請を行い認定されたのは74人

(5) 今回の改正案に関しては、国連人権理事会の特別報告者らから日本政府に対し国際人権基準を満たしていないとの共同書簡が交付されている。

(6) 日本の入管行政のゆがみの根本原因は、司法審査がなく入管庁に広範な裁量権があること、非正規滞在の外国人を全て収容する「全件収容主義」と収容期間に上限のない「無制限収容主義」が採られていることである。

難民の保護を目的とする難民審査は、入管庁とは別の独立機関が取り扱うべきである。

## 2. 反貧困ネットワークの取り組みと外国人支援

(1) コロナ禍で多くの人々が仕事や住まいを失い、生活に困窮し、生存の危機に陥っている。コロナ禍は、非正規労働者やシングルマザー、若者、在留資格をもたない外国人といった社会的経済的に弱い立場にある人々にダメージを与え、わが国における貧困と格差をさらに拡大させた。

(2) 反貧困ネットワークが呼びかけて2020年3月に「新型コロナ災害緊急アクション」を結成してこれまでに「所持金が数百円しかない」「もう何日も食事していない」といった切迫したSOSメールが2000件近く寄せられる。

50%が路上、33%がネットカフェからのSOSで、相談者の83%が住まいを失った人からの相談、携帯電話が止まっている人の割合が50%。10～30代の相談者が60%以上を占め、女性の相談者の比率は18.3%。

(3) 支援する外国人の多くが入管を仮放免中の外国人である。

仮放免中の外国人は、働くことができず、都道府県を越えて移動することもできず、健康保険に加入できないので病気になっても病院で治療を受けることができない。また、生活保護を利用することができない。

反貧困ネットワークは、仮放免中の外国人に対し、生活支援、食糧支援、住まいの支援（シェルターの設置）、医療支援、入管同行などの支援を行っている。また、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）と連帯して「仮放免高校生奨学金プロジェクト」を立ち上げ、2023年1月から毎月1万円を仮放免の外国人高校生に支給する取り組みを行っている。

① Aさんのケース 都内の公園で暴行にあい、救急車で病院に搬送されたが、病院はAさんが仮放免の外国人だとわかると救急の手当てだけして病院の車でAさんを元いた公園まで運びAさんを放置した。

② 「反貧困ネットワーク全国集会」（2022.9.10）におけるミャンマー（ビルマ）ロヒンギャ難民で仮放免中のミョーチョーチョーさんの発言

- ・ 2006年に難民として来日、現在3度目の難民申請中。日本でミャンマーの民主化運動を行っている。
- ・ 仮放免中の外国人は在留資格がなく就労することができず、都道府県を越えて移動することができず、健康保険にも加入できないので病気になっても治療を受けることもできない。
- ・ 迫害を恐れバングラデシュに逃れた父が最近亡くなったが、父に治療費や葬式代を送ることができなかった。
- ・ 自分の人生将来が見えない。日本は平和な国だが、自分は平和でない人生を送っている。

### ③ウクライナ避難民に対する対応とのギャップ

- ・ 来日したウクライナ避難民数 2023年7月17日時点で2302人となっている。
- ・ 在留資格90日間の短期滞在で入国し、1年間働ける「特定活動」への切り替えを認める。
- ・ 日本に親族や知人がいない場合は、一時滞在するホテルと食事を提供。生活費として12歳以上に1日1000円を支給。
- ・ ホテルを出る際は一時金として16歳以上は16万円、15歳以下は8万円を支給し、その後の生活費は12歳以上は1日最大2400円（11歳以下は半額）支給。医療、日本語教育にかかった実費も負担、通訳も提供。その他に自治体の支援もある。

## 3. 日本における外国人の人権状況

- (1) 現在日本では約293万人（2019年末現在）の外国人が暮らしている。
- (2) 国民健康保険に加入できない外国人は約10万3000人になる
- (3) 2021年6月末現在、総在留外国人の47.5%（135万7729人）が生活保護の準用措置の対象外となっている。生活保護を利用できる外国人は永住者、定住者、認定難民に限られる。

＜生活保護受給外国人総数と受給者全体に占める割合＞

	＜受給外国人数＞	＜受給者全体に占める割合＞
日本	6万8326人	3.3%（2021）
ドイツ	135万5677人	37.8%（2021）
フランス	23万2000人	12.4%（2015）
スウェーデン	12万7869世帯	59.4%（2020）
イギリス	112万人	19.6%（2020）

アメリカ 3万1055人 7.1%(2019)

(4) 外国人の内訳

①在留資格を有する外国人、特別永住者

2021年6月末現在285万9584人

②在留資格を持たずに暮らす外国人

超過滞在者(オーバーステイ) 2023年1月1日現在  
7万491人

③入管に収容されている外国人

2021年11月15日現在で134人

④仮放免状態に置かれている外国人

2021年末現在で4174人

(5) 無料低額診療事業

医療費の補填措置はないが、間接的に税制上の優遇措置が得られる。医療機関の持ち出しになることから、実施している医療機関は全国で687カ所(全医療機関の0.4%)に止まっている(2017年)

(6) 国際人権条約

①国際人権規約(社会権規約)(1979年日本批准)

9条「社会保険、その他の社会保障」についての「すべての者の権利」を認めている。

11条1項「相当な食料、衣類及び住民を内容とする相当な生活水準」についての「すべての者の権利」を認めている。

②「難民の地位に関する条約(難民条約)」(1981年日本批准)。

23条「公的扶助及び公的援助に関し」難民に対し「自国民に与える待遇と同一の待遇を与える」としている。

③憲法98条2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

(7)「我々は労働者を呼んだが、やってきたのは人間だった」  
(スイスの作家マックス・フリッシュ)

#### 4. 少子化・人口減少社会の進行と外国人との共生社会の実現に向けて

(1) 少子化・人口減少社会の進行は日本で暮らす外国人がますます増加し、日本社会は外国人との共生社会を目指さざるを得なくなっている。

(2) そのためには、外国人にも日本人と同じく、人間としての尊厳を認め、人権を認める社会にしていかなければならない。